

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO



Mizuho Eco Finance フレームワーク

株式会社みずほ銀行

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

2024年3月

1. はじめに

1.1 Mizuho Eco Finance リリースの背景

- 2015年9月25日の国連総会で、持続可能な開発のために必要不可欠な、向こう15年間の新たな行動計画として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development)が採択された。この中で、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)として17の世界的目標と169の達成基準が示された。
- SDGsの達成のためには、大規模な民間資金の巻き込みが不可欠である。適切なリスク・リターンを追求しながら、明確な意図を持って環境・社会・経済にポジティブなインパクトをもたらそうとする投融資であるインパクトファイナンスは、ESG投融資の発展形として、その一つの有効なツールとして期待されている。
- <みずほ>は、創業以降、日本の経済的発展のため産業育成に大きく貢献してきた。しかし、2030年を目標とするSDGs達成に向け、これまでの取組からさらに発展させ、環境・社会・経済の総合的な発展に資する取組が必要であると考える。
- そこで、みずほフィナンシャルグループ（以下、「MHFG」という。）はESGに関する分野のうち環境分野における取組として、グローバルに信頼性が担保された環境認証や独自の「環境評価モデル」により、企業の気候変動への取組をスコアリングし、一定のスコア以上を満たした企業に対し、融資を行う「Mizuho Eco Finance」をリリースした。

1.2 フレームワーク設定の目的

- 2015年9月のSDGs目標・達成基準の採択、2015年12月のCOP21でのパリ協定採択等が契機となり、事業法人に対しても気候変動対応を中心としたサステナビリティ課題への対応要請が高まり、各事業法人が主たる事業課題としてサステナビリティの向上を掲げている。また、2022年に開催されたCOP27においても、「シャルム・エル・シエイク実施計画」において、1.5℃目標の追求が改めて確認されたところである。
- 斯かる国際的なサステナビリティ課題への対応要請を受けて、事業法人および金融機関の双方でサステナブルファイナンスでの資金調達・資金提供の選好が強まり、世界的にサステナブルファイナンス市場が拡大していることが確認されている。
- 急速にサステナブルファイナンス市場の拡大が進む中、本来、サステナブルファイナンスとしてのラベルを貼付されるべきではないファイナンスの存在も確認され始め、斯かるグリーンウォッシュへの対応が金融機関には求められている。2022年5月、欧州委員会は市場におけるグリーンウォッシュ懸念の高まりを踏まえて、欧州銀行監督機構に対して情報提供を要請し、2023年5月、欧州銀行監督機構は進捗報告書を提出した。当該進捗報告書においては、足許のグリーンウォッシュ問題への評価に加え、今後の対応に向けた

提案等も示されており、今後、国際的にグリーンウォッシュ問題への対策が進むきっかけになるとも推察される。

- 以上のサステナブルファイナンス市場を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、「Mizuho Eco Finance」が真にインパクトファイナンスの要件を満たすことを明確化するために、本フレームワークを策定した。
- 本フレームワークは、SDGs 達成に向けた「Mizuho Eco Finance」をインパクトファイナンスの一種と捉え、その考え方およびインパクト評価方法について示すことを目的として作成したものである。
- なお、本フレームワークは、今後もその評価方法について検討を重ねていく予定であり、適宜、社会の変化に対応した内容に変更を行っていくものである。

1.3 インパクト評価の基本的考え方との整合性

- インパクトファイナンスはその具体的な取組促進のため、国際金融公社（IFC）、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）、インパクト・マネジメント・プロジェクト（IMP）、グローバルインパクト投資ネットワーク（GIIN）といった様々な国際イニシアティブによってその考え方やツールが開発、提供されている。「インパクトファイナンス」とは環境省の提示する「インパクトファイナンスの基本的考え方」に従い、次の4つの要素を満たすものとされている。

<インパクトファイナンスの定義：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より抜粋>

要素①投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
要素②インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
要素③インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
要素④中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

- 要素①
 - 本件は、企業等における開示情報から事業活動における環境配慮状況および環境面でのインパクトに関して、後述する評価フレームワークを設定し、当該基準に基づいた一定の認定と公表、評価レポートのフィードバック、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメントを行うことで、気候変動関連対応の開示および実践の社会的浸透を図り、脱炭素社会への移行実現を目指すものである。

- 具体的には、1.5℃目標の達成および脱炭素社会への移行が要請される社会環境を踏まえ、企業等の短期および中長期の GHG 排出削減をポジティブなインパクトと設定。評価フレームも、現在および短期的な観点と中長期的な観定の 2 つの観点から構成した。現在および短期的な観定の領域では、企業の GHG 排出削減の取組の端緒となる「健全な市場づくりへの貢献」に加え、GHG 排出削減に直接および間接的につながる「温室効果ガスに関する開示の信頼性・網羅性」、「温室効果ガスの排出量の開示および実績」を評価。また、中長期的な観定としては、企業等の組織内外で GHG 削減推進ドライバーとして機能する、「企業経営者の気候変動対策に関するコミットメント」を評価領域とした。
- 要素②
 - 当該企業の申請時の環境配慮に関する開示および実績について評価に基づくスコアリングを行う。「Mizuho Eco Finance」は、個別企業に対して年次のモニタリングを通じて取組の進展を示し、自己点検できるものとなっており、当該取組の進展が企業価値向上につながる一定のインパクト創出を企図している。
- 要素③
 - 当該企業に対して認定に関する結果および評価事実が含まれる評価レポートのフィードバックを行う。また、年次で前年度における認定状況の他、案件の取組状況等を踏まえ、融資を行った企業の全体的な傾向および取組の進展状況の推移等について情報開示を行う。
- 要素④
 - 通常の貸出業務同様、貸出審査によりリスク判断を行いつつ、先ずは「Mizuho Eco Finance」による貸出収益を見込む。その上で、「Mizuho Eco Finance」単体での取引に留まらず、「Mizuho Eco Finance」の「提案・組成・モニタリング」の各過程を通じ、企業の環境面を含むサステナビリティ戦略を確りと理解し、伴走することでリレーション強化を図り、今後の成長戦略の過程で、金融・非金融のサービスをみずほグループ全体で提供することで、リターンを確保することを想定している。
- なお、本フレームワークは、独立した外部機関である株式会社日本格付研究所より、上記「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性に関する第三者意見を取得している。

2. 商品概要および評価

2.1 Mizuho Eco Finance の商品概要

- 本商品は、グローバルに信頼性の高い環境認定や評価等を組み入れた、みずほ情報総研（現 みずほリサーチ&テクノロジーズ（以下、「MHRT」という。））が開発した環境評価モデルを用いて、企業の取組や指数をスコアリングし、一定のスコア以上を満たした企業に対し、みずほ銀行が融資を行うものである。MHRT は、モニタリングを通じ、企業のスコア改善や維持に向けた助言も行う。
- 気候変動は、さまざまな経済・社会的課題とも密接に結びついており、中長期的な視点での対応が必要な重要課題であると認識している。〈みずほ〉は、総合金融グループとして、企業等のステークホルダーとの対話やコンサルティング機能を発揮し、脱炭素社会への移行に向けて気候変動への対応に積極的に取り組んでいる。その一環として開発した本商品は、企業の気候変動への取組を評価し、積極的に取り組む企業に対し、資金調達や助言を通じてさらなる取組を支援するものである。
- MHRT は、これまで官公庁や民間企業向けのリサーチやコンサルティング業務を通じて培ってきた知見に基づき、環境配慮に関する適切な情報開示を促すことを意識した指標内容等を基準にスコアリングを行い、AA, A, B, C, D の5段階で各企業の環境配慮に関する情報開示への取組状況について評価を実施する。「Mizuho Eco Finance」は、A以上の評価を取得した企業に提供可能なファイナンス商品である。
- また、A以上の評価を取得した企業のうち、SBT 認定もしくはそれに準ずる目標設定がある企業を対象とし、当該企業の意向がある場合には温室効果ガス排出に関する削減目標（Scope1+2）をKPIとして設定する。
- なお、インパクト領域の考え方は、MHRT が開発した評価モデルにおいて、気候変動に関するインパクト指標を評価項目としている。

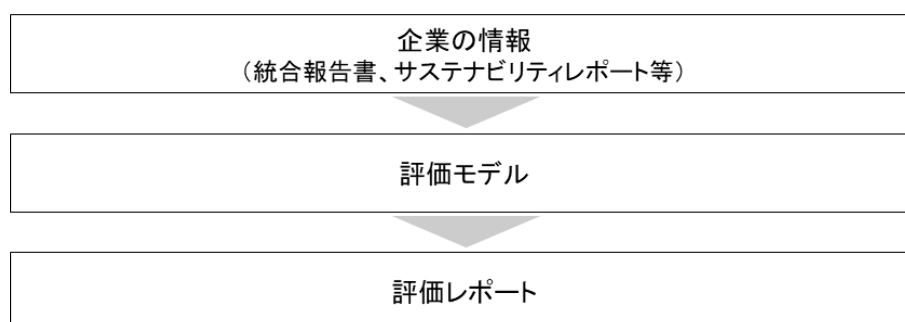
2.2 評価の全体像

- 「Mizuho Eco Finance」の評価モデルでは、企業等の短期および中長期のGHG排出削減をポジティブなインパクトと設定。現在および短期的な観点の領域では、企業のGHG排出削減の取組の端緒となる「健全な市場づくりへの貢献」に加え、GHG排出削減に直接的および間接的につながる「温室効果ガスに関する開示の信頼性・網羅性」、「温室効果ガスの排出量の開示および実績」を評価。また、中長期的な観点としては、企業等の組織内外でGHG削減推進ドライバーとして機能する、「企業経営者の気候変動対策に関するコミットメント」を評価領域とした。
- 実際の評価手順としては、当該企業の環境経営の開示と実践状況について、MHRTが申請時の企業の情報より上記評価領域を対象とした評価モデルに基づき評価し、み

ずは銀行から正式評価の要請があった場合には、詳細な評価レポートを作成し、フィードバックを行う。

- また、評価結果を基に「Mizuho Eco Finance」の融資締結をした企業においては、年次のモニタリングを実施し、取組の進捗等を把握した評価レポートを作成し、当該企業等に対してフィードバックを行う。
- なお、詳細は「評価体制」、「評価手順」および「評価項目」で後述する。

(図1 評価の全体像)



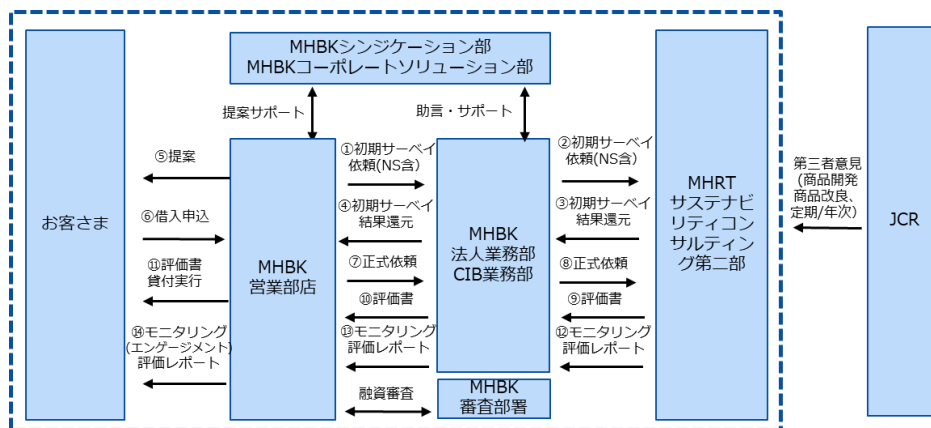
(図2 評価領域と項目)

評価領域・項目	
領域	評価項目
健全な市場づくりへの貢献	TCFDへの賛同表明
企業経営者の気候変動対策に関するコミットメント	SBT認定/コミット状況
	温室効果ガスに関する環境 中長期ビジョン策定内容
温室効果ガスに関する開示の 信頼性・網羅性	S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数 (カーボン情報の開示ステータス)
	S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数 (十分位数分類)
温室効果ガス排出量の開示お よび実績	温室効果ガス排出量 (Scope1+2)
	温室効果ガス排出量 (Scope3)

2.3 評価体制

- 評価体制は以下の通りである。
- みずほ銀行の各営業部店の RM は、本部（法人業務部、コーポレート&インベストメントバンキング業務部（以下、「CIB 業務部」という。））を通じて MHRT に初期サーベイの依頼を行う。
- MHRT は、設定した評価領域・評価要素の基準に従って評価を行い、対象企業の初期サーベイ結果を本部に還元する。
- 本部から初期サーベイ結果の伝達を受けた営業部店は、A 以上の評価の場合、正式に「Mizuho Eco Finance」を対象企業に対し正式提案が可能となる。
 ※なお、A 以上の評価に満たない場合でも、初期サーベイの結果およびポイントを本部に還元する。本部から当該還元を受けた営業部店は、対象企業の初期サーベイの結果およびポイントを確認した上で、対象企業と今後の環境配慮に関する取組方針等について対話を実施し、対象企業のニーズや取組状況に応じた支援（戦略策定支援、開示支援等）を行いながら、継続的に状況をフォローする。その後、対象企業の環境配慮に関する取組の進捗に応じ、再度初期サーベイを実施することを想定している。
- 対象企業から「Mizuho Eco Finance」での資金調達要請を受けた後（商品理解度の確認を含む）、営業部店の RM は、本部（法人業務部、CIB 業務部）に対して報告を行い、当該報告を受けた本部は MHRT に正式評価を依頼する。
- MHRT は後述する「評価手順」に従って評価を行い、本部に評価書を還元する。当該評価が A 以上の場合に限り、評価書を踏まえて本部（法人業務部・CIB 業務部・審査部）および営業部店の判断にて貸付を実行する。評価については、みずほ銀行は関与することなく MHRT が実施する。
- なお、評価を行った企業に対しては、その取組の進展を確認するために年次で MHRT がモニタリングを行い、その結果は営業部店が対象企業に対して説明を行い、対象企業の環境配慮に対するエンゲージメントを後押しする。

(図 3 評価体制)



2.4 評価手順

- 前述のように、評価はみずほ銀行の依頼に基づき MHRT が初期サーベイを行った上で、対象企業の要請を受けた後に以下の評価領域・項目に関して正式評価を行う。
- MHRT は、本部（法人業務部・CIB 業務部）に対して上記の基本的な指標の開示状況に関するサーベイについて説明、研修を行うことで、初期スクリーニングの精度を高める。
- MHRT 内での初期サーベイおよび正式依頼については、サステナビリティコンサルティング第 2 部に所属する者が一次評価を行い、十分な業務経験を持つ者が最終チェックを行う体制を取る。
- MHRT 内の評価においては、評価者の個別判断を介在させず、あらかじめ定めた客観的基準に従い評価を付すものとする。

2.5 評価項目

【健全な市場づくりへの貢献】（開示への姿勢）

- TCFD への賛同表明

【企業経営者の気候変動対策に関するコミットメント】（目標）

- SBT 認定／コミット状況
- 温室効果ガスに関する環境中長期ビジョン策定内容

【温室効果ガスに関する開示の信頼性・網羅性】（指標）

- S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数（カーボン情報の開示ステータス）
- S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数（十分位数分類）

【温室効果ガス排出量の開示および実績】（指標）

- 温室効果ガス排出量（Scope1+2）
- 温室効果ガス排出量（Scope3）

3. モニタリング

- 原則、年次でモニタリング（評価内容の見直し）を行い、評価結果を対象企業に還元することを目的とする。モニタリングは、営業部店 RM と MHRT により実施するが、具体的な流れは下記の通り。
- 「Mizuho Eco Finance」締結中の企業に対し、MHRT が年次で開示状況を基に評価の見直しを行い、評価報告書を作成する。
- （評価報告書の評価が A 以上の企業に対して）営業部店 RM は当該評価報告書を対象企業に還元しつつ、環境配慮の取組状況やその後の展開について情報交換を実施する。
- （評価報告書の評価が A 未満の企業に対して）営業部店 RM は当該評価報告書の内容を確認した上で、対象企業に対して評価結果を還元しつつ、その後の対応について深度あるエンゲージメントを実施する。

4. 情報開示

- 年次で前年度における「Mizuho Eco Finance」の概要について HP をベースに情報開示を行うことを予定している。開示内容については認定状況（組成件数）に加え案件の取組状況等を踏まえ、評価を行った企業の全体的な傾向および取組の進捗状況の推移等を予定している。

以上